

議第 1 2 3 号 吳市斎場条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、吳市斎場等の施設使用料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離が生じていることから、施設使用料の額を現行の施設使用料の額に「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に応じた改定率 1. 2 を乗じた額に改定します。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日